

令和8年8月12日

「第12次京都府交通安全計画」を策定 ～交通安全対策会議を8月20日に開催～

- 京都府では、府民の安全と安心を確保するため、京都府交通安全計画を策定し、総合的かつ計画的な交通安全対策を推進しています。
- 8月20日に開催する京都府交通安全対策会議で「第12次京都府交通安全計画」を策定しますので、取材をお願いします。

1 開催日時

令和8年8月20日(木) 午後2時30分から同3時15分まで

2 開催場所

京都府公館 レセプションホール（京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町590-1）

3 出席予定者

- ・京都府交通安全対策会議委員（別紙1 委員名簿参照）
※会長 京都府知事 西脇 隆俊

4 議 題

「第12次京都府交通安全計画」の策定 ※計画の概要は別紙2 参照

(1) 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間

(2) 目標

【道路交通の安全】

令和12年までに年間の24時間死者数を38人以下

令和12年までに年間の重傷者数を640人以下

【鉄道交通の安全】

乗客の死者数ゼロを目指す

運転事故全体の死者数減少を目指す

【踏切道における交通の安全】

踏切事故の発生ゼロを目指す

【本報道発表に関するお問合せ】

文化生活部安心・安全まちづくり課 課長 中岡 TEL 075-414-5077
参事 梅田 TEL 075-414-4358



京都府交通安全対策会議委員等名簿

(知事1名、委員20名、特別委員2名)

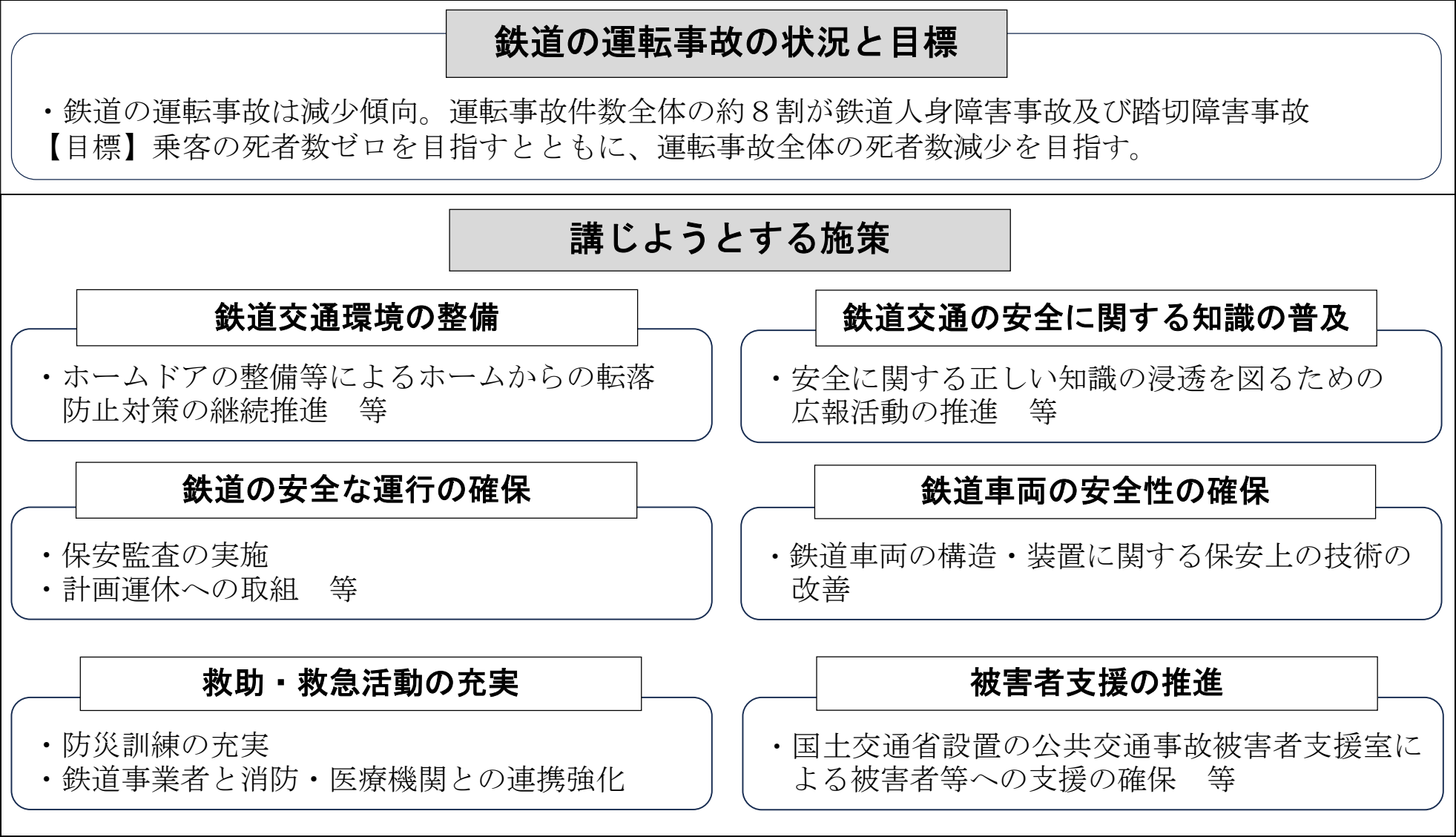
機 関 名	職 名
○ 会長	
京都府	知事
○ 指定地方行政機関の長又はその指名する職員	
近畿運輸局	局長
近畿地方整備局	局長
近畿経済産業局	総務企画部長
近畿管区警察局	広域調整部長
近畿総合通信局	総務部長
京都地方気象台	台長
京都労働局	局長
○ 教育委員会の教育長	
京都府教育委員会	教育長
○ 警察本部長	
京都府警察本部	本部長
○ 京都府の部内の職員のうちから指名される者	
京都府	文化生活部副部長 観光政策監
○ 指定都市の長又はその指名する職員	
京都市	市長
○ 市町村長及び消防機関の長のうちから知事が任命する者	
京都府市長会	社会文教部会長
京都府町村会	会長
京都市消防局	局長
○ その他知事が必要と認めて任命する者	
全舞鶴交通安全協会	女性部会長
公益社団法人 京都犯罪被害者支援センター	専務理事
宮津市地域女性の会	会長
京都市地域交通安全女性の会	会長
相楽交通安全協会	女性部会長
○ 特別委員	
西日本旅客鉄道株式会社京滋支社	京滋支社長
西日本高速道路株式会社関西支社	関西支社長

第 12 次京都府交通安全計画の概要

1 道路交通の安全

道路交通事故の状況と目標 - 令和 7 年の発生件数及び負傷者数は、統計記録が残る昭和 41 年以降最少 - 高齢者が全交通事故死者数の約 5 割を占め、歩行中の事故が多い - 二輪車（一般原付を含む）乗車中の死者が全交通事故死者数の 4 割を占める - こどもの交通事故死者数は減少しているが、未だ死亡事故が発生 - 自転車事故の割合が全交通事故発生件数の 2 割以上を占める 【目標】 令和 12 年までに年間の 24 時間死者数を 38 人以下、年間の重傷者数を 640 人以下	
基本理念 - 交通事故のない社会を目指して - 人優先の交通安全思想 - 少子高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築	
道路交通安全対策を考える視点 高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさせないための総合的な対策 歩行者の安全確保のための意識変容 自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備 特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進 先進技術の活用推進 こどもの安全確保のための環境整備 二輪車の安全確保 外国人の交通安全対策の推進 生活道路における歩行者等の安全確保 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進 地域が一体となった交通安全対策の推進	
講じようとする施策 道路交通環境の整備 - 生活道路等における安全対策の推進 - 通学路等における交通安全の確保 - 高速自動車国道等における交通事故防止対策の推進 等 交通安全思想の普及徹底 - 歩行者の安全確保 - 外国人に対する交通安全教育等の推進 - 自動車（二輪車を含む。）の安全対策の推進 - 新しい小型モビリティの安全対策 等 安全運転の確保 - 高齢者運転対策の充実 - 外国人運転者対策の強化 - トラック・物流 G メンによる荷主等への是正指導の強化 等 車両の安全性の確保 - 安全性の高い自動車の普及促進 - 自転車の安全性の確保 等 道路交通秩序の維持 - 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進 - 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進 - 特定小型原動機付自転車の利用者に対する交通指導取締りの推進 等 救助・救急活動の充実 - 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実 - 緊急通報システム・事故自動通報システムの活用拡大 等 被害者支援の充実と推進 - 交通事故相談活動の推進 - 交通事故被害者等の心情に配慮した対策の推進 等 調査研究の充実 - 高齢者の交通事故防止に関する研究の推進 - 交通事故の長期的予測の充実 等	

2 鉄道交通の安全



3 踏切道における交通の安全

